

○京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月7日

規則第3号

改正 平成25年2月28日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年京田辺市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び無会派議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、申請した事項に異動が生じたときは速やかに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった各会派及び無会派議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に政務活動費交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 前条第2項の規定により会派の代表者から政務活動費交付変更申請書が提出され、交付額に変更が生じる場合、交付変更すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び無会派議員は、前条第1項の規定による政務活動費の交付決定の日から10日以内に市長に対し、政務活動費交付請求書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 前条第2項の規定による交付変更増額が生じる場合、会派の代表者は、交付変更決定の日から10日以内に市長に対し、増額分を政務活動費交付請

求書（別記様式第5号）により請求するものとする。

（収支報告書）

第5条 条例第8条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記様式第6号）により、作成するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の京田辺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費に係る手続から適用し、この規則の施行の前日に交付された政務調査費に係る手続については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

(あて先)京田辺市長

申請者



京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の名称	
2 申 請 額	円
3 申 請 内 訳	円 × 所属議員 人
4 経理責任者名	
経 由	議長 

(添付資料)  
収支計画書  
〔収 入〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額	備 考
交 付 金		
合 計		

〔支 出〕

(単位：円)

科 目	本年度予算額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

政務活動費交付変更申請書

(あて先)京田辺市長

会派名  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 会派の名称	
2 変更申請額	円 ( )円 ( )は、変更前交付額
3 経理責任者	
4 変更年月日	年 月 日
5 変更の内容	1 会派名称の変更 2 会派所属議員数の変更 3 経理責任者の変更 4 その他
経 由	議長 (印)

(添付資料)  
収支変更計画書  
〔収 入〕

(単位：円)

科 目	変更後予算額	変更前予算額	備 考
交 付 金			
合 計			

〔支 出〕

(単位：円)

科 目	変更後予算額	変更前予算額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
広 報 費			
広 聴 費			
要請・陳情活動費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
人 件 費			
事 務 所 費			
合 計			

様式第3号(第3条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

政務活動費交付決定通知書

様

京田辺市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号(第3条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

政務活動費交付変更決定通知書

会 派 名  
代表者名 様

京田辺市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付変更について、下記のとおり決定したので、京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

交付変更決定額 \_\_\_\_\_ 円

(変更前交付額) \_\_\_\_\_ 円



様式第5号(第4条関係)

年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

(あて先)京田辺市長

申請者



京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額			円
2 振込先	金融機関名	銀行 金庫 組合	支店
	口座番号		
	口座名義人		

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

(あて先)京田辺市議会議長

申請者



京田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり提出します。

[収 入]

(単位：円)

科 目	本年度決算額	備 考
交 付 金		
合 計		

[支 出]

(単位：円)

科 目	本年度決算額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

収支差引残額	円
--------	---